

令和7年 12 月 23 日
物 流 ・ 自 動 車 局
貨 物 流 通 事 業 課

トラック・物流Gメンによる「集中監視月間」の取組を踏まえた 国土交通省の対応について

— 貨物自動車運送事業法に基づく「勧告」を1件実施 —

- 国土交通省では、令和7年 10 月・11 月をトラック・物流 G メンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある荷主や元請事業者に対する監視を強化し、「働きかけ」等の是正指導を371件実施し、このうち、過去に「要請」を受けたにもかかわらず、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して、「勧告」を1件(着荷主)実施しました。
- 集中監視月間の取組みとして、倉庫業者にアンケートを実施し、取引をしている寄託者の振る舞いがトラック事業者の法令違反を誘発するおそれがある等の事例を収集したほか、各都道府県トラック協会のGメン調査員が全国で情報を収集しました。
- 来年1月に中小受託取引適正化法(以下「取適法」という。)が施行されることを踏まえ、地方運輸局と公正取引委員会地方事務所等が初めて全国規模で連携し、荷主等の営業所、物流拠点に対する荷主パトロールを合同で実施し、改正物流法や取適法の周知啓発活動を実施しました。

1. 是正指導の実施

- トラック事業者への「違反原因行為実態調査」や倉庫業者へのアンケート調査のほか、関係機関等からの情報に基づき、適正な取引を阻害するおそれのある荷主や元請事業者等に対し、363 件の「働きかけ」(荷主 249 件・元請事業者 78 件・その他 36 件)及び 7 件の「要請」(荷主 6 件・元請 1 件)を実施し、違反原因行為の是正による改善を促しました。(別紙1参照)
- 過去「要請」を実施した荷主等のうち、依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた1社(着荷主)については、要請後もなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認め、違反原因行為を改善するよう「勧告」し、その旨を「公表」します。(別紙2参照)
- なお、今回「勧告」「要請」の対象となった荷主等に対しては、違反原因行為の早急な是正を促すとともに、改善計画の提出を指示しました。今後、トラック・物流 G メンによるヒアリングや現地訪問等を通じてフォローアップを行い、「要請」後もなお改善が図られず、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主等に対し、「勧告・公表」を含む厳正な対応を実施してまいります。

2. 情報収集の活動

- 集中監視月間の取組みとして、倉庫業者に「集中監視月間における倉庫業者に対する寄託者の振る舞いに係る調査」を実施し、回答事業者 858 社のうち、35 社(全体の4%)から、取引をしている寄託者の振る舞いがトラック事業者の法令違反を誘発するおそれがある等の事例があると回答があり、ト

ラック・物流Gメンに情報を共有しました。

- これまで本省及び日本倉庫協会にのみ置かれていた倉庫業者向けの通報窓口について、地方運輸局にも設置しました。
- 都道府県トラック協会のGメン調査員が全国で 50 件の違反原因行為に該当すると考えられる情報をトラック事業者から収集し、運輸支局のトラック・物流Gメンへ通知しました。

3. 周知啓発活動の実施

(1) 荷主パトロール等の実施

- 荷主、元請事業者等に対し、長時間荷待ちの解消等に荷主が配慮することの重要性について理解を得るための周知啓発等の荷主パトロールをGメン調査員等の関係機関と連携し、全国で 1,473 件実施(荷主等への訪問件数)しました。
- 高速道路の SA・PA 等におけるトラックドライバーに対する聴き取りを全国で 46 回実施しました。

(2) 公正取引委員会との連携

- 来年1月に取適法(改正下請法)が施行されることを踏まえ、地方運輸局と公正取引委員会地方事務所等が初めて全国規模で連携し、合同荷主パトロールや高速道路の SA・PA において、改正物流法や取適法の周知啓発活動を全国で 34 回実施しました。
- 10月28日、29日の2日間において、全国のトラック・物流Gメンが荷主の本社や着荷主の多い東京に集結し、公正取引委員会やGメン調査員と合同で大規模荷主パトロールを実施し、120 社の荷主等へ周知啓発を実施しました。
- 今後の展開として、国土交通省、公正取引委員会及び中小企業庁は、物流業界の取引適正化を阻害する行為に対して貨物自動車運送事業法・取適法に基づく執行のシームレスな連携が図られるように3省庁で執行情報の共有を行う連絡会議を定期的開催することとし、より一層の執行連携に取り組んでまいります。

【問い合わせ先】 物流・自動車局貨物流通事業課
トラック・物流荷主特別対策室 秋山、堤、盛崎
代表 03-5253-8111 (内線 41353、41334)
直通 03-5253-8575



集中監視月間(10月・11月)におけるトラック・物流Gメンの活動

■トラック・物流Gメンとは

- ✓ トラック・物流Gメンは、物流2024年問題の解決を目指すため**2023年7月に国土交通省が創設した調査・指導部隊**
- ✓ 様々な手法による情報収集や、違反原因行為の疑いのある**荷主・元請事業者等に対する是正指導**を実施
- ✓ 2024年11月より、**倉庫業者を情報収集対象に追加**
- ✓ 各都道府県トラック協会のGメン調査員とともに、**総勢360名規模**で活動

是正指導の実施件数（集中監視月間）

- 勧告 : 1件（荷主1）
- 要請 : 7件（荷主6、元請1）
- 働きかけ : 363件（荷主249、元請78、その他36）
⇒ **計371件**の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（39%）
- 契約にない附帯業務（29%）
- 運賃・料金の不当な据置き（15%）
- 無理な運送依頼（6%）
- 異常気象時の運送依頼（6%）
- 過積載運送の指示・容認（5%）

Gメン調査員からの情報提供

- 集中監視月間中、運輸支局へ**計50件**の報告

荷主パトロール訪問件数

- 公正取引委員会との合同実施を含め、**計1,473件**



■集中監視の実施（2025.10～11）

- ✓ 本年8月に実施した「**違反原因行為の実態調査**」等により入手した情報に基づき、**悪質な荷主や元請事業者等に対する監視を強化**。
- ✓ また、荷主、元請事業者等に対し、長時間荷待ちの解消等に**荷主が配慮することの重要性**について理解を得るための**周知・協力要請等の荷主パトロール等をGメン調査員等の関係機関と連携し実施**。

■倉庫業者からの情報収集

- ✓ **全国の倉庫業者へ倉庫業者に対する寄託者の振る舞いに係る調査を実施し、当該調査結果をトラック・物流Gメンに情報を共有**。

■公正取引委員会との連携

- ✓ 来年1月から取適法が施行されることを契機とし、**荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から全国規模で公正取引委員会と連携した周知啓発活動を実施**。
- ✓ **10月28日、29日の2日間において、全国のトラック・物流Gメンが荷主の本社や着荷主の多い東京に集結し、公正取引委員会やGメン調査員（トラック協会）と合同で大規模荷主パトロールを実施し、120社の荷主へ周知啓発活動を実施**。

集中監視月間に全国で実施した主な周知啓発活動

各地方運輸局と公正取引委員会地方事務所との合同荷主パトロール



大規模荷主パトロールin東京「出発式」



違反原因行為をしている疑いのある荷主等へ訪問しヒアリングを実施



SA・PAでトラックドライバーに対する聞き取り

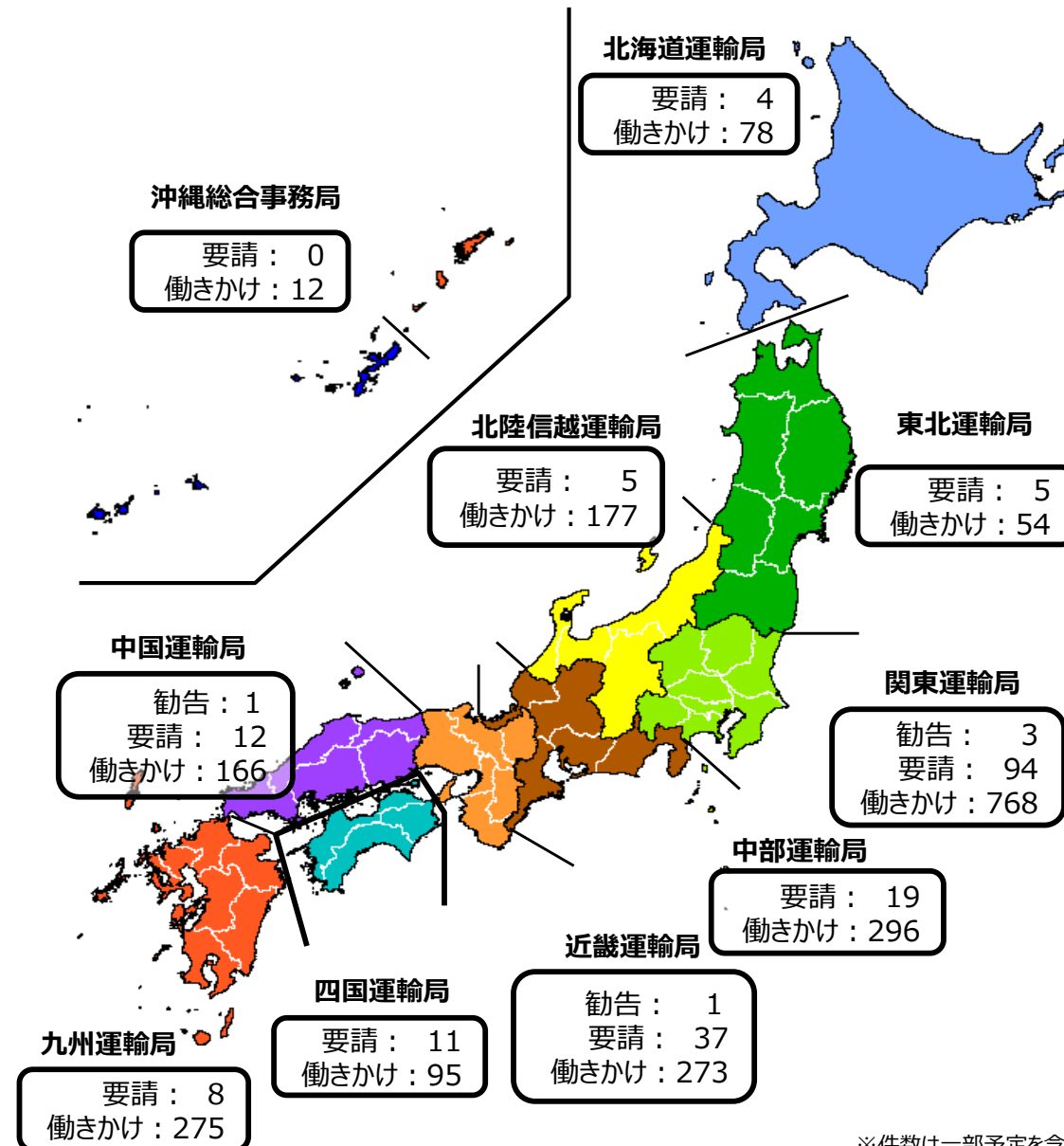


改正トラック法やGメン活動を紹介する説明会の開催



トラック・物流Gメンの累計実績(令和7年11月末時点)

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7～R7.11



働きかけ等の累計実施件数 (R1.7～R7.11) ※

- 勧告 : 5 件 (荷主 3、元請 1、その他 1)
- 要請 : 195 件 (荷主 106、元請 83、その他 6)
- 働きかけ : 2,194 件
(荷主 1,540、元請 554、その他 100)

⇒ 計 2,394 件の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (47%)
- 契約にない附帯業務 (21%)
- 運賃・料金の不当な据置き (16%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)
- 異常気象時の運送依頼 (4%)

※件数は一部予定を含む。

「勧告」を行った荷主等

別紙2

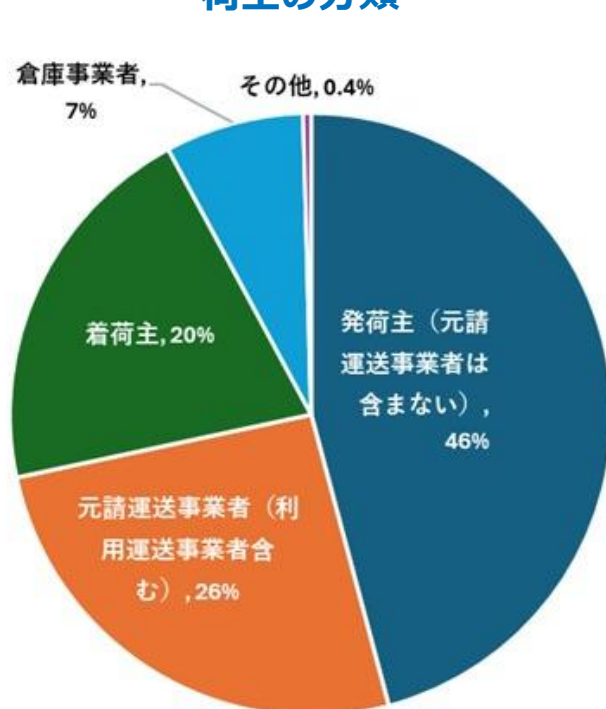
勧告を行った年月日	荷主等	氏名又は名称	本社所在地	違反原因行為の内容	(参考)	
					要請を行った年月	違反原因行為の内容
令和7年12月23日	荷主	大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市	長時間の荷待ち	令和5年9月29日	・長時間の荷待ち

違反原因行為に係る実態調査の結果（概要）

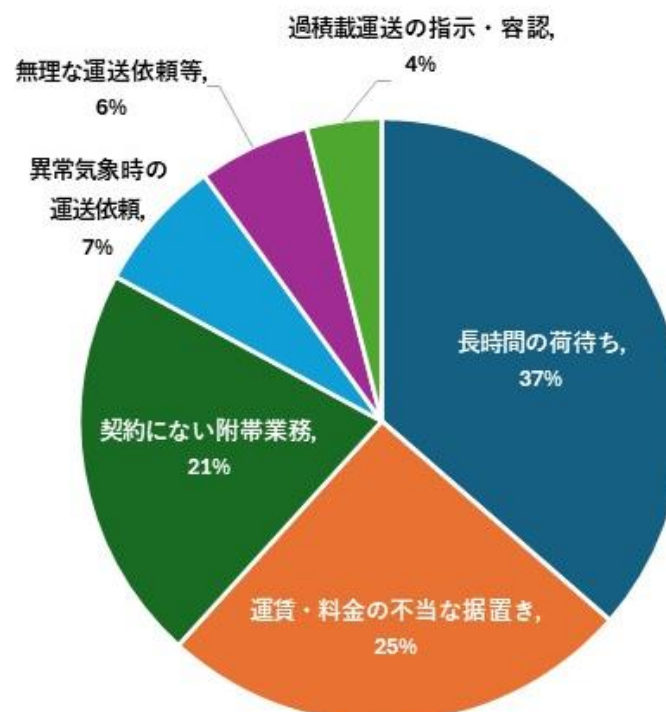
◆ R7年8～9月にかけて、全トラック事業を対象にした調査結果は以下のとおり。

- 調査対象事業者数：約6万社
- 回答数：21,048件（R6：24,159件） ※同一事業者からの複数回答を含む。
うち、違反原因行為があったと回答した件数：2,007件（R6：3,308件）
- 昨年度調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少傾向ではあるが、以前として、食品・食料品の占める割合は多い。

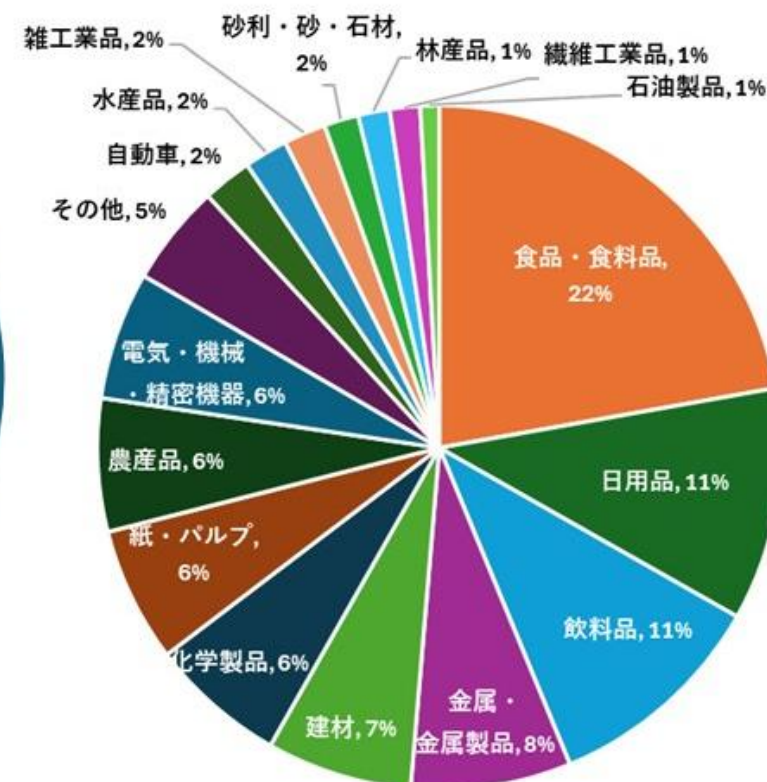
1. 違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



2. 違反原因行為の割合



3. 違反原因行為ありの回答における輸送品目（複数回答）

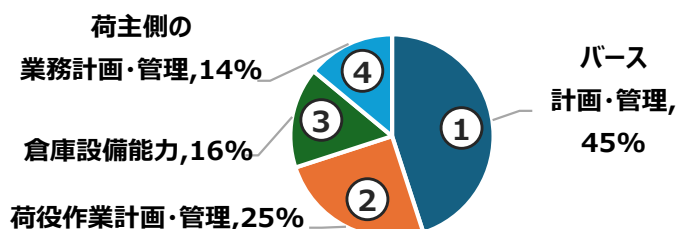


違反原因行為に係る実態調査の結果（主な傾向）

- ◆ 回答のあったトラック事業者のうち、**Gメンの活動を認知している割合は、約90%**となっている。
- ◆ 違反原因行為の実態調査を基にGメンが追加でトラック事業者から詳細情報を収集したところ、違反原因行為の上位3位では、下記のような傾向があった。
- ◆ Gメンの是正指導の強化や荷主パトロール等の啓発活動の効果、また、改正物流法（R7年4月施行）などの総合的な施策により荷主の意識が改善されてきていることもあり、**違反原因行為の報告は約39%減少**している。

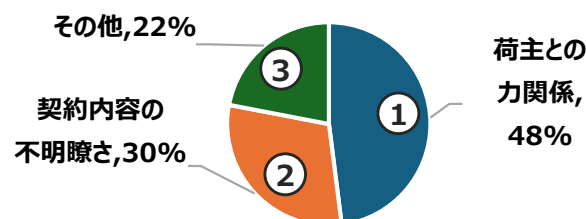
違反原因行為上位3位におけるトラック事業者が考える主な原因の内訳と声

長時間の荷待ち



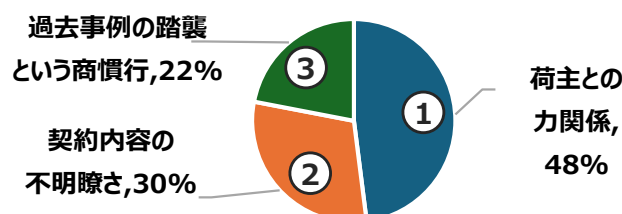
- ①：「倉庫で導入されているバース計画・管理システムをうまく活用できない。またそもそもシステムがなく、到着順となっている」、「荷主と倉庫側で伝票やデータの連携が取れず作業が遅延してしまう」等。
- ②：「倉庫の荷役作業の管理者や現場作業員の不足」、「荷主と運送事業者との連携が不十分」等。
- ③：「バース数が少ない」、「着荷主側の荷捌き場などの作業場所が不足」、「運送事業者が待機できる場所が荷主側倉庫にない」等。
- ④：「着荷主側の業務計画と実リソース（人員数、設備能力、など）との整合性が取れていない」等。

運賃・料金の不当な据置き



- ①：「荷主側の一方的な運賃・料金の決定」、「荷主側が運賃を上げないから運送業者にしわ寄せがいく」、「話に行くと荷主から契約を解除・打ち切られるリスクがある」「荷主と親子関係にあるため交渉不可」等。
- ②：「荷主本社からの回答待ちで契約交渉が進まない」、「契約が複雑で交渉が進まない」「営業所ごとに契約をしているが、他の営業所では異なるという理由で、進まない」等
- ③：「荷主との交渉の機会がない」、「決定権が荷主本社のみで交渉窓口が遠い」、「入金時に減額されている」、「ドライバーの維持が困難になっている。」等。

契約にない附帯業務



- ①：「附帯業務を断れない、拒否すると契約を打ち切りをそそのかされる。」、「本社の承諾は得たが、支店では聞いていないと突き返される。」「作業負荷が高く、ドライバーが辞めていく」等。
- ②：「業務改善・定着している中でいつの間にか増えた附帯業務については、交渉が難しい」、「荷主との契約書記載の内容が古いままになっており業務範疇が曖昧」、「平日土日の区別なし」、「運用がコロコロ変わる」等。
- ③：「だいたい前から附帯業務が常態化しており、賃金が厳しい現代でも今更言いづらい」、「バラ積やパレットの乗せ換えが生じているが、ずっとやっているのと言えない」等。